

# 軽自動車税（種別割）の税制改正について

## ■ 1 環境性能割の導入

環境性能割は、新車・中古車を問わず対象で、車両（取得価格が50万円を超えるもの）を購入した際に、一度だけ課税されるものです。この環境性能割は市町村税となりますが、当分の間、都道府県が賦課徴収を行います。したがって、納税の手続きについては、これまでと同様、軽自動車を取得した時に販売店などを通じて都道府県に納めていただくことになります。

自家用・営業用の軽自動車にかかる環境性能割は、燃費性能等に応じて0～2％になります。

### ◆環境性能割の税率表（軽乗用車）

車種区分		環境性能割の税率	
		自家用	営業用
・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		非課税	非課税
・ガソリン車 (★★★★) ・ハイブリッド車 (★★★★)	令和12年度燃費基準80%達成車※	1%	0.5%
	令和12年度燃費基準70%達成車※	2%	1%
	令和12年度燃費基準60%達成車※	2%	2%
上記以外		2%	2%

### ◆環境性能割の税率表（軽貨物用）

車種区分		環境性能割の税率	
		自家用	営業用
・電気軽自動車 ・天然ガス軽自動車（平成21年排出ガス10%低減又は平成30年排出ガス基準適合）		非課税	非課税
・ガソリン車 (★★★★) ・ハイブリッド車 (★★★★)	令和4年度燃費基準+5%達成車	1%	0.5%
	令和4年度燃費基準達成車	2%	1%
	令和4年度燃費基準95%達成車	2%	2%
上記以外		2%	2%

・表中の★★★★・・平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車

・表中の※・・令和2年度燃費基準達成のものに限ります。

## ■ 2 グリーン化特例（軽課）について

### 【軽課】

- ・適用期間：令和5年4月1日～令和8年3月31日
- ・適用内容：適用期間中に新規購入した三輪以上の軽自動車に限り、購入した年度の翌年度分の軽自動車税（種別割）について、燃費性能等に応じて軽減されるものです。軽減を受けた年度以降は標準税率となります。

### 【重課】

- ・重課対象：最初の新規検査から13年を超える三輪以上の車に対して、税率が標準税率より大きくなります。
- ・重課対象外：電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、電力併用軽自動車、被けん引車

## ■ 3 軽自動車税 税率表

### □ 原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車

軽自動車税税率表（原動機付自転車、二輪の軽自動車・小型自動車、小型特殊自動車）			
車種		旧税率 (平成27年度まで)	新税率 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下 0.6kw以下 ※特定小型原動機付自転車含	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下 0.6kw超0.8kw以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下 0.8kw超1.0kw以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（三輪以上） 20cc超50cc以下 0.25kw超0.6kw以下	2,500円	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	（250cc超）	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円

□ 三輪・四輪以上の軽自動車

軽自動車税税率表（三輪及び四輪以上の軽自動車）								
車種		平成 27 年 3 月 31 日までに最初の新規検査（注 1）を受けた車両の税率	平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査（注 1）を受けた車両の税率	グリーン化特例 最初の新規検査（注 1）から 13 年経過	グリーン化特例 （最初の新規検査の翌年度に限る）			
		ア 旧税率 （標準税率）	イ 新税率 （標準税率）	ウ 重課税率	エ 軽課税率			
75%軽減 （※ 1）	50%軽減 （※ 2）				25%軽減 （※ 3）			
軽自動車	軽自動車 三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円		
	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円		
自家用		4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円			

（注 1）最初の新規検査とは、車両番号の指定を初めて受けた検査であり、その年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。

◆グリーン化特例対象車両について

○乗用車の場合

（※ 1）電気軽自動車、天然ガス軽自動車

（※ 2）ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成

（※ 3）ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成

★★★★・・・平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車

○貨物車の場合

（※ 1）電気軽自動車、天然ガス軽自動車

（※ 2）ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成

（※ 3）ガソリン車、ハイブリッド車で、★★★★かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成かつ令和 2 年度燃費基準達成

★★★★・・・平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車